

令和元年度 第2回行財政改革推進委員会 会議録（要旨）

- 1 日 時 令和元年7月26日（金） 17:55～19:20
- 2 場 所 旭川市総合庁舎2階 秘書課第2応接室
- 3 出席者 秋山委員，鹿野委員，芝木委員，田中委員，増田委員
（事務局）総務部行政改革課 向井部長，松田課長，青葉主査
（所管課）総合政策部財政課 木村次長，小澤主幹，佐々木主査，杉山主査
総務部公共施設マネジメント課 松里課長，國本課長補佐
- 4 公開・非公開の別 公開
- 5 会議資料
次第
地域集会施設の活用に関する実施計画（案）について
※第1回の委員会で使用した以下の資料も引き続き使用した。
（資料4-1） 使用料・手数料の見直し案
（資料4-2） 使用料・手数料の見直し案に対する市民参加手続について
（資料5-1） 地域集会施設の活用に関する実施計画（案）について
（資料5-2） 地域集会施設の活用に関する実施計画（素案）に係る市民参加手続について
（資料5-3） 地域集会施設の活用に関する実施計画（案）
- 6 議事要旨
 - (1) 使用料・手数料の見直し案について
第1回に引き続き質疑応答を行った。
概要は次のとおり。
（委員）
資料4-1（資料2-22 ページ）の市民文化会館の料金設定について，上限である1.5倍となった料金もあれば，そうでない料金もある。考え方を教えてほしい。
（所管課）
基本的にはコスト計算して算出した結果であるが，大ホールについては他都市を参考に設定しており，区分によっては1.5倍では高いと判断した。
（委員）
他都市というのは中核都市を参考にしたのか。
（所管課）
市民文化会館の大ホールと同程度のホールを持つ道内都市を参考にした。
（委員）
財政状況は参考にしたのか。
（所管課）
財政状況は考慮していない。今回の見直しについては，受益と負担の適正化，コストに対して適正な料金にすることを目的としており，財政状況は料金に反映していない。
（委員）
例えば，資料4-1（資料2-26,27 ページ）の公会堂，大雪クリスタルホールの現行の料金設定の考え方について，午前から夜間にかけて料金が高くなっていくが，これは利用状況に応じた設定ということか。

(所管課)

他都市や市内の類似施設、光熱費等のコストなど、施設によって設定根拠がバラバラである。また、施設が設置されてから数十年が経過しており、当初の根拠が不明なものも多い。今回の見直しでは、そこをある程度統一させた。

(委員)

公会堂の楽屋 1・2 の料金設定がなかったのはなぜか。

(所管課)

ホールを使う方に無料で貸していたが、ホールとは分けて設定した。

(委員)

新料金ではホールとセットで 1.5 倍を超える場合もあるということか。

(所管課)

平成 24 年に大規模改修をした際に、楽屋 1・2 を増設した経緯がある。その際に、既存の楽屋 3 には料金設定があったが、新規の楽屋 1・2 には料金設定をしなかった。今回の見直しに当たっては、面積に応じて料金設定しており、ホールと楽屋は切り分けて考えており、無料であった楽屋 1・2 に料金を新設したという考えである。

(委員)

本来は設置した時に料金設定するべきであったと思う。料金も多額ではないので、今回の新設については問題ないかと思う。楽屋 1・2 は同時に貸し出すのか。

(所管課)

間仕切りはあると思うが、同時に貸し出す。

(委員)

楽屋単体で借りることはできないので、楽屋とホールとセットで 1.5 倍以内に抑えるべきではないか。

(委員)

抱き合わせで 1.5 倍を超えるような事例は他にあるのか。

(所管課)

今回の見直しで新たに料金設定するものとしては、資料 4-1 (資料 2-91 ページ) の市民生活館に一室あるが、これは単独の貸室である。

(委員)

無料から有料にするものには、そもそも 1.5 倍の上限設定はない。金額も問題になるような額ではない。一度公開になっている料金案でもあり、今から変更する影響も考えると、このままで問題ないと思う。

(委員)

楽屋 1・2 は分けることが可能であれば、料金設定は別々にすべきだと思う。分けることができないのであれば、名前がおかしいと思う。

(会長)

前回、今回と出された意見について、本委員会の意見として取り扱いたいと思う。

今回の見直しの中で反映が可能な意見もあれば、次回の見直しの時に参考としてほしい意見もあったので、検討していただければと思う。

(2) 地域集会施設の活用に関する実施計画（案）について

所管課から資料に基づき、地域集会施設の活用に関する実施計画（案）について説明した後に質疑応答を行った。

概要は次のとおり

（委員）

集会施設の休日はいつか。第2段階で休日に開館する施設を指定するとあるが、休日についてはどのように考えているのか。

（所管課）

現状では、施設によって年末年始の休館日が異なっているが、第1段階で、12月30日から1月4日に統一する予定である。なお、公民館については祝日も休館日となっている。また、第2段階で祝日や22時まで開館する施設を設定する際には、公民館の位置付けを含め、地域や利用状況を踏まえた対応が必要と考えている。

（委員）

集会施設を見直すのは、施設が老朽化したからなのか、使い勝手が悪いからなのか。

（所管課）

公共施設を現状のまま維持することは難しくなっており、実施計画の策定は、公民館の老朽化対策という部分があるが、住民センター、地区センター、公民館などの施設を利用しても同じように使えるようにするのが基本的な考え方であり、第2段階では、公民館が担ってきた事業を他の施設でも提供できるようにするという考えである。その中で、公民館は営利的な部分で利用できないといった制約があることから、施設の効率的な活用ということで社会教育法に基づく公民館の位置付けを外しても良いのではないかと考えている。ただし、公民館が担ってきた生涯学習の振興等の役割は重要であると認識していることから、法律上の位置付けをなくしたとしても、事業に関しては、他の施設でも同じように提供できるようにすることを考えている。

（委員）

生涯学習活動団体については、第2段階において、減免等に関する審査認定基準を作成するとあるが、4、5人で活動しているものもあれば、20人くらいで活動しているところもあり、実態はどうなのか。団体の活動状況やどのような基準で認定しているのか。登録団体として何でも減免の対象となっているのではないか。

（所管課）

生涯学習活動団体が公民館を利用する場合、使用料が5割減額、5人以上での利用というルールがある。公民館の利用者の約8割が登録団体であり、利用者が固定されている状況もあることから、第2段階で認定基準等を整理し、団体の登録について検討した上で、減免を見直し、その状況を改善したいと考えている。

（委員）

公民館の大会議室の改定料金について、現行料金の1.33倍で設定しているがなぜか。

（所管課）

改定料金については、1時間単位の単価を地域集会施設では統一している。大会議室は1時間当たり250円と設定しており、午後、夜間については、4時間であることから1,000円である。1時間単位を基本とし、時間を乗じて計算しており、現行料金と比べると結果として1.33倍となっている。

(委員)

公民館の小会議室の料金は1時間当たり70円となっているが、これは面積比率で金額が算定されているということか。

(所管課)

施設ごとにコスト計算をし、1時間1㎡当たりの単価を算出し、同じ面積区分で平均化すると50㎡未満の部屋については70円となった。同じ区分であれば、1時間当たりの単価は同じ金額で設定している。ただし、1.5倍の上限があることから、完全に一致はしていない。

(委員)

借りる側としては、安いに越したことはないが、この安さでさらに減免となるのはいかがか。1時間210円であれば理解できるが、3時間210円というのは、普通の感覚ではいかがかと思う。

(所管課)

住民センター、地区センター等の利用について、市民委員会、町内会、地域自治団体は、今まで減免を受けていたが、今回の料金改定により、減免を受けていた料金よりも安くなることから、第1段階で市民委員会等を対象とした減免の廃止を予定している。ただし、公民館は、部屋によって1.5倍の料金となってしまうところがあり、減免を廃止してしまった場合、現行料金の3倍の料金となってしまう。負担感が大きいことから、まず料金を均一化し、生涯学習活動団体を対象とする減免制度の見直しは、第2段階までに整理していく考えである。

(委員)

減免は半額か。

(所管課)

公民館については半額となっているが、住民センター・地区センターは1.5～3割減額となっている。住民センター・地区センターについては、市民委員会等を対象とした減免の廃止を検討しているが、公民館と農村地域センターについては料金が上がるため、町内会等の減免をなくすのはどうかという意見が説明会やパブリックコメントで出ており、教育委員会とも協議している。

(委員)

改定後の料金も公民館は安いですが、料金が急に3倍となるのは無理がある。

減免の見直しは、第2段階ということか。

(所管課)

生涯学習活動団体の減免の見直しは第2段階で行うが、町内会、市民委員会等の減免については、第1段階から減免を廃止する予定である。料金が上がる公民館、農村地域センターの対応については検討している。

(委員)

地区センター等の料金が下がると利用する者としては良いが、地区センターも将来的には老朽化する。一度下げると上げるときに大変なのではないか。どんどん老朽化していくわけだから、維持するための費用は必要である。減価償却費と言っても、一般市民には分からないことから、もっと分かりやすい言葉で維持費用を確保できないか。施設を5年後も10年後も同じように使っていくためには、いくらか料金が上がっても維持してもらいたい。料金が下がるから文句はないが、老朽化の問題はすぐ出てくる。その段階で、料金をまた1.5倍で改定し続けて、スムーズにいくものなのか。

(所管課)

料金は、施設の維持管理に関わるコストから算定して、4年を目途に改定していく考えである。地区センター、住民センター等も老朽化という問題が出てくるが、耐震性があることでその地域で一定の核となるような施設については、建物の延命化を進めていく必要がある。その場合、あらかじめ計画的に直していくという予防保全が長い目で見ると望ましい形だと考えている。将来にかかる費用をストックするという考えは、今の方針にはないが意見として承る。

(委員)

そもそも減価償却費は、施設の設置費を使用期間中に広く負担させるというものなので、将来の維持費や長く使い続けるための費用ではない。したがって、今まで減価償却費を設定していない施設に対して、新しく減価償却費をのせるのは抵抗のある話だと思う。新しく設置された施設の利用に関しては、減価償却費を取り入れて使用料を取っていくという考え方を、今後の指針の中で取り入れることができるのであれば、その方が説明しやすいと思う。

(委員)

住民センター、地区センターはどのような施設か。また、違いは何か。

(所管課)

両施設とも、地域の要望や全市的な地域バランスをとりながら設置している。規模は住民センターの方が大きく、体育室を設置している。設置目的については、両センターとも違いはない。

(委員)

実施計画で取り組んでいく内容の方向性は良いと思う。第1段階、第2段階という形で段階的に進めていくことが、利用者・住民にとっても分かりやすくなるものと思っている。

(所管課)

本委員会での意見を踏まえ、8月中旬を目途に実施計画として策定し、取組を進めていく。